

第 2 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

3 月 3 1 日

令和3年第2回座間味村議会臨時会会議録

| | | | | |
|--|-------------------|------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 3 年 3 月 3 1 日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座 間 味 村 議 会 議 場 | | | |
| 開 閉 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 令和3年3月31日 午後2時00分 議長宣言 | | |
| | 閉 会 | 令和3年3月31日 午後2時15分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 宮 平 讓 治 | 6 番 | 宮 平 清 志 |
| | 2 番 | 宮 平 喜 文 | 7 番 | 中 村 秀 克 |
| | 3 番 | 垣 花 太 郎 | | |
| | 5 番 | 中 村 勇 | | |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 1 番 | 宮 平 讓 治 | 2 番 | 宮 平 喜 文 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 中 村 勝 宏 | 臨 時 書 記 | |
| | 村 長 | 宮 里 哲 | | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 副 村 長 | 宮 平 真由美 | | |
| | 教 育 長 | 垣 花 健 | | |
| | 総務・福祉課長 | 宮 平 壮一郎 | | |
| | | | | |
| | | | | |

令和3年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和3年3月31日午後2時00分開会）

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 提出議案の説明（議案第25号～議案第26号まで） |
| 4 | 議案第25号 | 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号）） |
| 5 | 議案第26号 | 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 6 | | 提出議案の説明（同意第1号～同意第3号まで） |
| 7 | 同意第1号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 8 | 同意第2号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 9 | 同意第3号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 10 | 発議第3号 | 沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書 |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和3年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平讓治議員及び2番 宮平喜文議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3．議案第25号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号））から議案第26号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提出議案の一括説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案第25号、26号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第12号（別紙）

【専決処分理由】

座間味村歴史文化・健康づくりセンター建築工事に必要な杭購入について積算金額が確定し年度内支出が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年3月22日

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第12号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,566千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,279,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月22日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-----------|-------|-----------|
| 16 繰入金 | | 99,745 | 5,566 | 105,311 |
| | 2 基金繰入金 | 99,745 | 5,566 | 105,311 |
| 歳入合計 | | 2,273,897 | 5,566 | 2,279,463 |

歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|
| 8 土木費 | | 274,919 | 5,566 | 280,485 |
| | 4 港湾費 | 158,691 | 5,566 | 164,257 |
| 歳出合計 | | 2,273,897 | 5,566 | 2,279,463 |

議案第26号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和3年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、課税免除適用期間を延長するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第6号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年3月9日条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から適用する。

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第25号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第12号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5. 議案第26号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第26号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 同意第1号から同意第3号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

同意第1号から同意第3号まででございますが、これにつきましては固定資産評価審査委員の選任ということでございまして、座間味村議会中村秀克議長宛てにお送りをしているところでございます。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

標記の件について、地方税法第423条第3項の規定により下記の者を固定資産評価審査委員に選任したので、議会の同意を求めます。

記

| 氏名 | 住所 | 任期 |
|-------|---------------|----|
| 宮村 英美 | 座間味村字座間味105番地 | 三年 |

令和3年3月31日提出

座間味村議会議長 中村 秀克 殿

座間味村長 宮 里 哲

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

標記の件について、地方税法第423条第3項の規定により下記の者を固定資産評価審査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 氏名 | 住所 | 任期 |
|------|---------------------|----|
| 天方 徹 | 那覇市前島2-9-13大城物産ビル1階 | 三年 |

令和3年3月31日提出

座間味村議会議長 中村 秀克 殿

座間味村長 宮 里 哲

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

標記の件について、地方税法第423条第3項の規定により下記の者を固定資産評価審査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 氏名 | 住所 | 任期 |
|-------|--------------|----|
| 勝田 絵美 | 那覇市泉崎二丁目2番地1 | 三年 |

令和3年3月31日提出

座間味村議会議長 中村 秀克 殿

座間味村長 宮 里 哲

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで同意案件の説明を終わります。

日程第7．同意第1号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって同意第1号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、同意することに決定しました。

日程第8．同意第2号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、同意することに決定しました。

日程第9．同意第3号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第3号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、同意することに決定しました。

日程第10. 発議第3号 沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書についてを議題とします。

意見書については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

この採決は、起立によって行います。発議第3号 本沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第3号 沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書は、原案のとおり可決されました。

発議第3号

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 宮平清志

賛成者 座間味村議会

議員 宮平讓治

沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

沖縄本島南部の土砂を埋立に使用しないよう求める意見書

沖縄防衛局は令和2年4月「普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立変更承認申請書」を沖縄県に提出した。同申請によると、埋立土砂等の県内調達を増量変更し、その内7割超（31,596千立方メートル）を沖縄本島南部地区（糸満市・八重瀬町）から調達予定としている。

沖縄戦で逃げ場を失った、住民が追い詰められ、また南下作戦をとった日本軍兵士の多くが命を落とした場所である。幾多の遺骨は未だ見つかっておらず採掘場のある糸満市米須の鉾山付近では、現在も遺骨収集が続いている。

3月2日の閣議後会見で岸信夫防衛相は「砕石業者によるしっかりした対応を求めていく」と強調しているが、沖縄戦の激戦地であった南部地区から採取した遺骨混入土砂が、普天間代替施設建設事業の埋立に使われることは、人道上許されることではなく、座間味村議会は、日本国政府に対し下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 土砂採取場所については、県民感情に最大限配慮すること。
- 2 土砂採取場所の戦没者の遺骨収集を国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月31日
沖縄県座間味村議会

(あて先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後2時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 讓 治

署名議員 宮 平 喜 文